

令03原機(サ保)036
令和3年6月9日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉敏雄 (公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル工学研究所
核燃料物質使用施設保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条第1項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所核燃料物質使用施設保安規定を、別紙のとおり変更認可申請します。

核燃料物質使用施設保安規定の変更

変更の内容及び理由

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所核燃料物質使用施設保安規定の主な変更の内容及び理由は、以下のとおりである。

なお、変更の詳細は別添に示す。

1. 変更の内容

- (1) プルトニウム燃料第三開発室 仕上検査室(1) (FP-110)に設置した扉について、解体前廃棄物一時保管設備3の解体撤去が終了し、新設する粉末秤量・均一化混合設備の粉末調製室(1)への搬入が終了するため、第I-2-(21)図を変更する。
- (2) J棟において、廃油保管庫に保管中の廃油を難処理有機廃棄物の処理に係る試験に用いることに伴い、第II編第33条第6項を新たに追加する。
- (3) J棟において、難処理有機廃棄物の処理に係る試験により発生した残さを保管することに伴い、第II-7表を変更する。
- (4) プルトニウム燃料第三開発室において、解体前廃棄物一時保管設備3の解体・撤去が終了したことに伴い、第III編第27条の2第7項から当該設備に係る記載を削除する。
- (5) プルトニウム燃料第二開発室において、核燃料物質付着物の点検・詰替え作業を行うことに伴い、臨界管理ユニットD033に係る記載を第III-1-(9)表から第III-1-(11)表に変更する。
- (6) プルトニウム燃料第二開発室において、品質管理工程設備の一部を解体・撤去することに伴い、臨界管理ユニットC027及びC028に係る記載を第III-1-(10)表から第III-1-(11)表に変更する。
- (7) プルトニウム燃料第二開発室において、解体・撤去を行う設備のうち、グローブボックスNo.W-9及びF-1(一部)の解体・撤去が終了したことに伴い、臨界管理ユニットW009に係る記載を第III-1-(11)表から削除する。
- (8) プルトニウム燃料第三開発室において、ペレット製造工程設備として受扱搬送設備、粉末秤量・均一化混合設備を設置することに伴い、臨界管理ユニットUFP-20に係る記載を第III-1-(12)表に追加する。
- (9) 記載の適正化を図る。

2. 変更の理由

- (1) 核燃料物質使用変更許可(令和3年5月7日付け原規規発第2105073号)を受け、扉を撤去し、壁に戻すため
- (2) 核燃料物質使用変更許可(令和3年5月7日付け原規規発第2105073号)を受け、廃油保管庫に保管中の廃油をJ棟における試験に用いるため
- (3) 核燃料物質使用変更許可(令和3年5月7日付け原規規発第2105073号)を受け、J棟において、試験により発生した残さを保管するため
- (4) 核燃料物質使用変更許可(平成31年1月16日付け原規規発第1901162号)を受け、解体・撤去が終了した解体前廃棄物一時保管設備3に係る記載を

削除するため

- (5) 核燃料物質使用変更許可(令和3年5月7日付け原規規発第2105073号)を受け、核燃料物質付着物の点検・詰替え作業を行うため
- (6) 核燃料物質使用変更許可(令和3年5月7日付け原規規発第2105073号)を受け、品質管理工程設備の一部を解体・撤去する設備とするため
- (7) 核燃料物質使用変更許可(令和3年5月7日付け原規規発第2105073号)を受け、解体・撤去が終了したグローブボックスNo.W-9及びF-1(一部)に係る記載を削除するため
- (8) 核燃料物質使用変更許可(平成31年1月16日付け原規規発第1901162号)を受け、ペレット製造工程設備として設置する受払搬送設備、粉末秤量・均一化混合設備の使用を開始するため
- (9) 記載の適正化を図るため

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。ただし、変更後の第I-2-(21)図及び第III-1-(12)表については、核燃料物質使用変更許可(平成31年1月16日付け原規規発第1901162号)を受けて設置する受払搬送設備、粉末秤量・均一化混合設備について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第55条の2第3項による原子力規制委員会の確認(核燃料物質の使用等に関する規則第2条の7の規定に基づく使用前確認証の交付)の日をもって施行する。

以上

別添

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル工学研究所
核燃料物質使用施設保安規定 新旧対照表

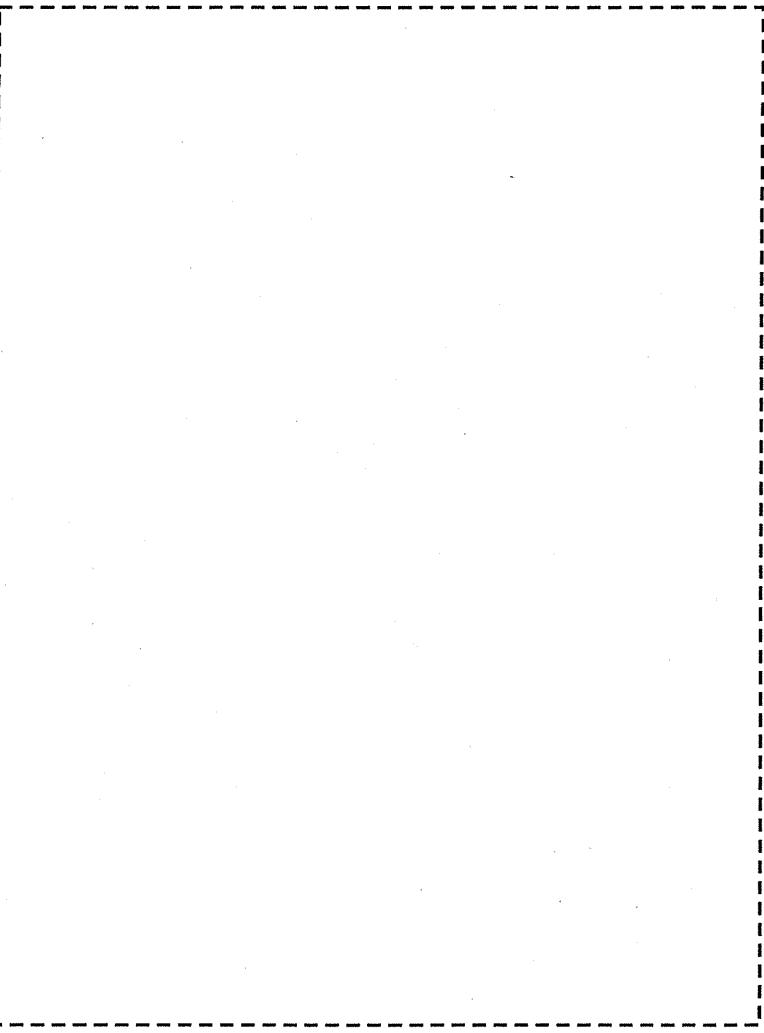
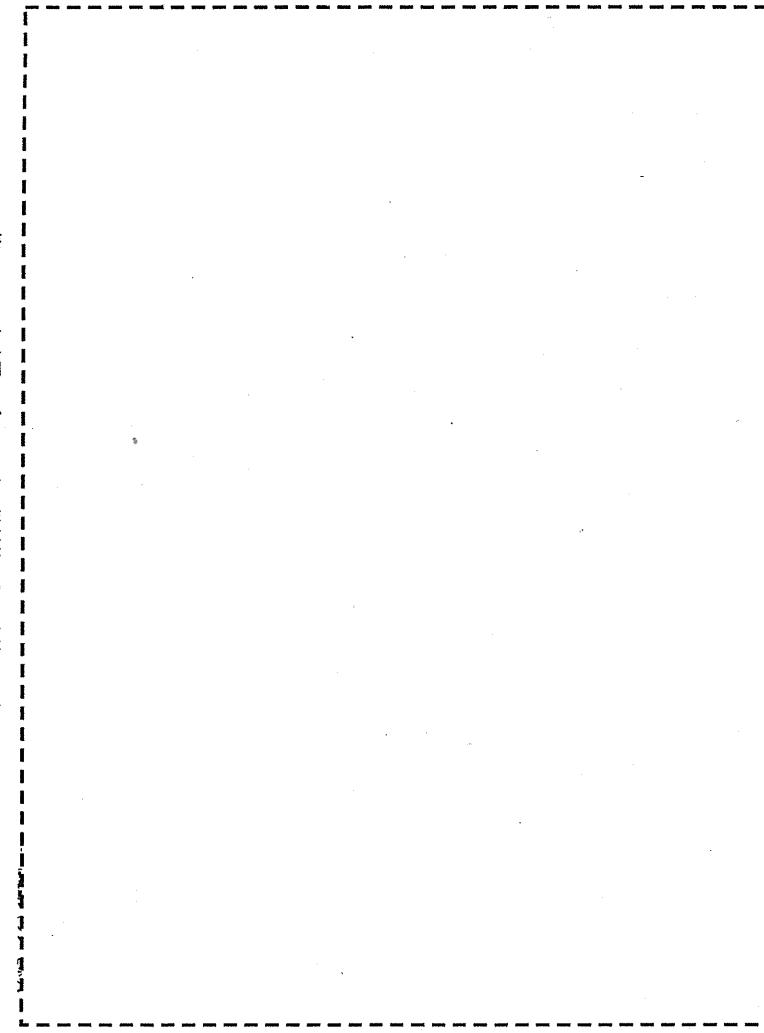
令和3年6月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

変更前	変更後	変更理由
<p>第I編 共通編（総則及び放射線管理）</p> <p>第1章第1条～第11章第52条 (省略)</p> <p>(関連図表) 第I-1図～第I-2-(20)図 (省略)</p>	<p>第I編 共通編（総則及び放射線管理）</p> <p>第1章第1条～第11章第52条 (変更なし)</p> <p>(関連図表) 第I-1図～第I-2-(20)図 (変更なし)</p>	

核燃料物質使用施設保安規定 第I編

変更箇所を  で示す。

変更前	変更後	変更理由
	 第I-2-(21)図 プルトニウム燃料第三開発室管理区域(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・扉を撤去し、壁に戻すため ・記載の適正化を図るため

核燃料物質使用施設保安規定 第I編

変更箇所を_____で示す。

変更前	変更後	変更理由
第I-2-(22)図～第I-3図 (省略)	第I-2-(22)図～第I-3図 (変更なし)	
第I-1-(1)表～第I-12表 (省略)	第I-1-(1)表～第I-12表 (変更なし)	

変更前	変更後	変更理由
<p>第II編 環境技術開発センターの管理</p> <p>第1章第1条～第4章第32条 (省略)</p> <p>(廃油の処理及び保管)</p> <p>第33条 廃止措置技術課長は、J棟の廃油を廃棄しようとする場合は、ポリエチレンで耐食性を持たせ、所定の表示をしたドラム缶に封入し、<u>保管</u>を環境保全課長に依頼しなければならない。</p> <p>2. 環境保全課長は、廃油を保管廃棄する場合は、廃油保管庫に保管しなければならない。また、廃油保管庫の廃油の詰替えをする場合は、廃止措置技術課長へ依頼とともに、J棟へ廃油を運搬しなければならない。</p> <p>3. 環境保全課長は、廃油を焼却する場合は、焼却施設で行わなければならない。</p> <p>4. 廃止措置技術課長は、ウラン系液体廃棄物の処理技術開発のため、廃油保管庫の廃油を分析する場合は、J棟の化学分析室で行わなければならない。なお、J棟への廃油の運搬は、環境保全課長に依頼しなければならない。</p> <p>5. 廃止措置技術課長は、廃油保管庫の廃油の詰替えをする場合は、J棟の除染場で行わなければならない。</p> <p>(記載なし)</p>	<p>第II編 環境技術開発センターの管理</p> <p>第1章第1条～第4章第32条 (変更なし)</p> <p>(廃油の処理及び保管)</p> <p>第33条 廃止措置技術課長は、J棟の廃油を廃棄しようとする場合は、ポリエチレンで耐食性を持たせ、所定の表示をしたドラム缶に封入し、<u>保管廃棄</u>を環境保全課長に依頼しなければならない。</p> <p>2. 環境保全課長は、廃油を保管廃棄する場合は、廃油保管庫に保管しなければならない。また、廃油保管庫の廃油の詰替えをする場合は、廃止措置技術課長へ依頼とともに、J棟へ廃油を運搬しなければならない。</p> <p>3. 環境保全課長は、廃油を焼却する場合は、焼却施設で行わなければならない。</p> <p>4. 廃止措置技術課長は、ウラン系液体廃棄物の処理技術開発のため、廃油保管庫の廃油を分析する場合は、J棟の化学分析室で行わなければならない。なお、J棟への廃油の運搬は、環境保全課長に依頼しなければならない。</p> <p>5. 廃止措置技術課長は、廃油保管庫の廃油の詰替えをする場合は、J棟の除染場で行わなければならない。</p> <p><u>6. 廃止措置技術課長は、ウラン系液体廃棄物の処理技術開発のため、J棟の水蒸気改質処理試験装置を用いて難処理有機廃棄物の処理に係る試験を行う場合は、廃油保管庫に保管中の廃油又はJ棟内で発生した廃油を試料として供試することができる。なお、J棟への廃油保管庫の廃油の運搬は、環境保全課長に依頼しなければならない。</u></p>	<p>第33条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化（表現の見直し） <p>・廃油保管庫に保管中の廃油に係る記載を追加するため</p>
<p>第4章第34条～第5章第40条 (省略)</p> <p>(関連図表)</p> <p>第II-1-(1)-イ表～第II-6表 (省略)</p>	<p>第4章第34条～第5章第40条 (変更なし)</p> <p>(関連図表)</p> <p>第II-1-(1)-イ表～第II-6表 (変更なし)</p>	

変更前			変更後			変更理由
第II-7表 固体廃棄施設の名称と保管能力			第II-7表 固体廃棄施設の名称と保管能力			
施設名	固体廃棄施設名称	保管能力(本)(注1)	施設名	固体廃棄施設名称	保管能力(本)(注1)	
B棟	B-11、B-12、B-13、B-15、B-16、B-17	ウラン系150(注2) プルトニウム系200 (注3)	B棟	B-11、B-12、B-13、B-15、B-16、B-17	ウラン系150(注2) プルトニウム系200 (注3)	・廃油保管庫に保管中の廃油を試料とした試験で発生した残さの保管場所を明確化するため
CPF	クレーンホール、サービスエリア(1階及び地階)、輸送容器保管室、廃棄物倉庫(1)、廃棄物倉庫(2) 廃棄物貯蔵庫	575 288(注4)	CPF	クレーンホール、サービスエリア(1階及び地階)、輸送容器保管室、廃棄物倉庫(1)、廃棄物倉庫(2) 廃棄物貯蔵庫	575 288(注4)	
J棟	補修調整室 第一保管室(注5) 第二保管室 資材保管室(3)	80(注2) 0 40(注2) 40(注2)	J棟	補修調整室 第一保管室(注5) 第二保管室 資材保管室(3)	80(注2) 0 40(注2)(注6) 40(注2)	
東海事業所第2ウラン貯蔵庫	貯蔵室(2)	10(注2)	東海事業所第2ウラン貯蔵庫	貯蔵室(2)	10(注2)	
ウラン廃棄物処理施設	ウラン系廃棄物貯蔵施設 第2ウラン系廃棄物貯蔵施設 焼却施設 廃油保管庫 廃水処理室	15 000(注2) 30 600(注2) 70(注2) 4(注2) 2(注2)	ウラン廃棄物処理施設	ウラン系廃棄物貯蔵施設 第2ウラン系廃棄物貯蔵施設 焼却施設 廃油保管庫 廃水処理室	15 000(注2) 30 600(注2) 70(注2) 4(注2) 2(注2)	
M棟	工程室	50(注2)	M棟	工程室	50(注2)	

(注1) 200リットルドラム缶換算の本数

(注2) ウラン系固体廃棄物の保管能力は、ウラン系廃棄物貯蔵施設 15 000本及び第2ウラン系廃棄物貯蔵施設 30 600本の合計 45 600本であり、他施設(CPFを除く。)の保管能力はこれらの内数である。

(注3) プルトニウム系固体廃棄物の保管能力は、第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設の36 000本であり、保管能力はこれの内数である。

(注4) 高レベル固体廃棄物用の廃棄物缶の本数

(注5) J棟の第一保管室は廃棄物の分別・詰替え等廃棄物の取扱施設である。

(注1) 200リットルドラム缶換算の本数

(注2) ウラン系固体廃棄物の保管能力は、ウラン系廃棄物貯蔵施設 15 000本及び第2ウラン系廃棄物貯蔵施設 30 600本の合計 45 600本であり、他施設(CPFを除く。)の保管能力はこれらの内数である。

(注3) プルトニウム系固体廃棄物の保管能力は、第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設の36 000本であり、保管能力はこれの内数である。

(注4) 高レベル固体廃棄物用の廃棄物缶の本数

(注5) J棟の第一保管室は廃棄物の分別・詰替え等廃棄物の取扱施設である。

(注6) 水蒸気改質処理試験で発生した残さを回収した樹脂製容器を収納したドラム缶は、第二保管室の固体廃棄物を保管する場所の中で管理区域境界から最も離れたエリアをドラム缶1本分区画し、その中に保管する。

変更前	変更後	変更理由
<p>第Ⅲ編 プルトニウム燃料技術開発センターの管理</p> <p>第1章第1条～第3章第20条の2 (省略)</p> <p>第4章 放射性廃棄物の管理</p> <p>第21条～第27条 (省略)</p> <p>(容器に封入した固体廃棄物の保管等)</p> <p>第27条の2 環境管理課長は、プルトニウム燃料第一開発室、プルトニウム燃料第二開発室、プルトニウム燃料第三開発室及びプルトニウム廃棄物処理開発施設で発生し、又は、第Ⅱ編第36条第1項の規定により受け入れてドラム缶又はコンテナに封入したプルトニウム系固体廃棄物を保管廃棄する場合は線量率等を測定、記録しなければならない。</p> <p>2. 環境管理課長は、前項の容器に封入したプルトニウム系固体廃棄物について、プルトニウム燃料第二開発室、第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設に保管廃棄しなければならない。</p> <p>3. 環境管理課長は、容器に封入したプルトニウム系固体廃棄物をプルトニウム燃料第二開発室、第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設に運搬するまでの間、第Ⅲ-4-(1)表から第Ⅲ-4-(4)表に示す固体廃棄物保管場所に保管することができる。</p> <p>4. 環境管理課長は、プルトニウム燃料第二開発室、第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設に保管廃棄した固体廃棄物を、必要に応じて第Ⅲ-4-(2)表、第Ⅲ-4-(3)表若しくは第Ⅲ-4-(4)表に示す固体廃棄物保管場所へ運搬し、保管することができる。</p> <p>5. 使用施設内各課長及び放射線管理第1課長は、プルトニウム燃料第一開発室で発生したウラン系固体廃棄物を封入し、廃棄しようとする場合は、線量率等を測定、記録し環境保全課長に受入れを依頼しなければならない。また、受入れまでの間、第Ⅲ-4-(1)表に示す固体廃棄物保管場所に保管することができる。</p> <p>6. 環境技術課長は、プルトニウム廃棄物処理開発施設の解体前廃棄物一時保管設備(1)、解体前廃棄物一時保管設備(2)及び解体前廃棄物一時保管設備(3)に保管している固体廃棄物について必要な記録を作成し、それらを解体撤去しドラム缶又はコンテナに封入するまで保存しなければならない。また、解体前廃棄物一時保管設備(1)、解体前廃棄物一時保管設備(2)及び解体前廃棄物一時保管設備(3)に核燃料物質等(ただし、再使用する物品を除く。)を搬入してはならない。</p> <p>7. 試験第1課長は、プルトニウム燃料第三開発室の解体前廃棄物一時保管設備<u>1から16</u>に保管している固体廃棄物について必要な記録を作成し、それらを解体撤去しドラム缶又はコンテナに封入するまで保存しなければならない。また、解体前廃棄物一時保管設備<u>1から16</u>に核燃料物質等(ただし、再使用する物品を除く。)を搬入してはならない。</p>	<p>第Ⅲ編 プルトニウム燃料技術開発センターの管理</p> <p>第1章第1条～第3章第20条の2 (変更なし)</p> <p>第4章 放射性廃棄物の管理</p> <p>第21条～第27条 (変更なし)</p> <p>(容器に封入した固体廃棄物の保管等)</p> <p>第27条の2 環境管理課長は、プルトニウム燃料第一開発室、プルトニウム燃料第二開発室、プルトニウム燃料第三開発室及びプルトニウム廃棄物処理開発施設で発生し、又は、第Ⅱ編第36条第1項の規定により受け入れてドラム缶又はコンテナに封入したプルトニウム系固体廃棄物を保管廃棄する場合は線量率等を測定、記録しなければならない。</p> <p>2. 環境管理課長は、前項の容器に封入したプルトニウム系固体廃棄物について、プルトニウム燃料第二開発室、第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設に保管廃棄しなければならない。</p> <p>3. 環境管理課長は、容器に封入したプルトニウム系固体廃棄物をプルトニウム燃料第二開発室、第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設に運搬するまでの間、第Ⅲ-4-(1)表から第Ⅲ-4-(4)表に示す固体廃棄物保管場所に保管することができる。</p> <p>4. 環境管理課長は、プルトニウム燃料第二開発室、第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設に保管廃棄した固体廃棄物を、必要に応じて第Ⅲ-4-(2)表、第Ⅲ-4-(3)表若しくは第Ⅲ-4-(4)表に示す固体廃棄物保管場所へ運搬し、保管することができる。</p> <p>5. 使用施設内各課長及び放射線管理第1課長は、プルトニウム燃料第一開発室で発生したウラン系固体廃棄物を封入し、廃棄しようとする場合は、線量率等を測定、記録し環境保全課長に受入れを依頼しなければならない。また、受入れまでの間、第Ⅲ-4-(1)表に示す固体廃棄物保管場所に保管することができる。</p> <p>6. 環境技術課長は、プルトニウム廃棄物処理開発施設の解体前廃棄物一時保管設備(1)、解体前廃棄物一時保管設備(2)及び解体前廃棄物一時保管設備(3)に保管している固体廃棄物について必要な記録を作成し、それらを解体撤去しドラム缶又はコンテナに封入するまで保存しなければならない。また、解体前廃棄物一時保管設備(1)、解体前廃棄物一時保管設備(2)及び解体前廃棄物一時保管設備(3)に核燃料物質等(ただし、再使用する物品を除く。)を搬入してはならない。</p> <p>7. 試験第1課長は、プルトニウム燃料第三開発室の解体前廃棄物一時保管設備<u>1, 2及び4から16</u>に保管している固体廃棄物について必要な記録を作成し、それらを解体撤去しドラム缶又はコンテナに封入するまで保存しなければならない。また、解体前廃棄物一時保管設備<u>1, 2及び4から16</u>に核燃料物質等(ただし、再使用する物品を除く。)を搬入してはならない。</p>	<p>第27条の2 ・解体・撤去が終了した解体前廃棄物一時保管設備3に係る記載を削除するため</p>

変更前	変更後	変更理由
第4章第28条～第5章第29条 (省略) (関連図表) 第III-1-(1)表 (省略)	第4章第28条～第5章第29条 (変更なし) (関連図表) 第III-1-(1)表 (変更なし)	
第III-1-(2)表 プルトニウム燃料第一開発室 臨界管理ユニット <u>毎</u> の制限量 (貯蔵庫)	第III-1-(2)表 プルトニウム燃料第一開発室 臨界管理ユニット <u>ごと</u> の制限量 (貯蔵庫) (表題のみの変更)	第III-1-(2)表～第III-1-(8)表 ・記載の適正化を図るため
第III-1-(3)表 プルトニウム燃料第一開発室 臨界管理ユニット <u>毎</u> の制限量 (ウラン貯蔵庫)	第III-1-(3)表 プルトニウム燃料第一開発室 臨界管理ユニット <u>ごと</u> の制限量 (ウラン貯蔵庫) (表題のみの変更)	
第III-1-(4)表 プルトニウム燃料第一開発室 ウラン貯蔵庫内のフード <u>毎</u> の制限量	第III-1-(4)表 プルトニウム燃料第一開発室 ウラン貯蔵庫内のフード <u>ごと</u> の制限量 (表題のみの変更)	
第III-1-(5)表 プルトニウム燃料第一開発室 工程における臨界管理ユニット <u>毎</u> の制限量 (その1)	第III-1-(5)表 プルトニウム燃料第一開発室 工程における臨界管理ユニット <u>ごと</u> の制限量 (その1) (表題のみの変更)	
第III-1-(5)表 プルトニウム燃料第一開発室 工程における臨界管理ユニット <u>毎</u> の制限量 (その2)	第III-1-(5)表 プルトニウム燃料第一開発室 工程における臨界管理ユニット <u>ごと</u> の制限量 (その2) (表題のみの変更)	
第III-1-(6)表 プルトニウム燃料第二開発室 における臨界管理ユニット <u>毎</u> の制限量 (貯蔵庫等)	第III-1-(6)表 プルトニウム燃料第二開発室 における臨界管理ユニット <u>ごと</u> の制限量 (貯蔵庫等) (表題のみの変更)	
第III-1-(7)表 プルトニウム燃料第二開発室 における臨界管理ユニット <u>毎</u> の制限量 (乾式工程)	第III-1-(7)表 プルトニウム燃料第二開発室 における臨界管理ユニット <u>ごと</u> の制限量 (乾式工程) (表題のみの変更)	
第III-1-(8)表 プルトニウム燃料第二開発室 における臨界管理ユニット <u>毎</u> の制限量 (加工工程)	第III-1-(8)表 プルトニウム燃料第二開発室 における臨界管理ユニット <u>ごと</u> の制限量 (加工工程) (表題のみの変更)	

変更前						変更後						変更理由
第III-1-(9)表 プルトニウム燃料第二開発室における 臨界管理ユニット毎の制限量 (回収設備) $Pu^* = {}^{239}Pu + {}^{241}Pu + {}^{235}U$						第III-1-(9)表 プルトニウム燃料第二開発室における 臨界管理ユニットごとの制限量 (回収設備) $Pu^* = {}^{239}Pu + {}^{241}Pu + {}^{235}U$						・記載の適正化を図るため
部屋番号	臨界管理ユニット	グローブボックス等番号	制限量 ^{注1)} (kgPu*)	系区分	その他の条件	部屋番号	臨界管理ユニット	グローブボックス等番号	制限量 ^{注1)} (kgPu*)	系区分	その他の条件	・核燃料物質付着物の点検・詰替え作業を行うため
F-101	D025	D-25	0.22	減速系	高富化MOX	F-101	D025	D-25	0.22	減速系	高富化MOX	
	D027	D-27	3.0	半乾燥系	高富化MOX		D027	D-27	3.0	半乾燥系	高富化MOX	
	D031	D-31	3.0	半乾燥系	高富化MOX		D031	D-31	3.0	半乾燥系	高富化MOX	
F-102	<u>D033</u>	<u>D-33</u>	<u>1.2^{注2)}</u>	半乾燥系	Pu(90%Pu*)	(削る)						
F-103	D001	D-1	6.0	半乾燥系	高富化MOX	F-103	D001	D-1	6.0	半乾燥系	高富化MOX	・核燃料物質付着物の点検・詰替え作業を行うため
	D003	D-3	3.0	半乾燥系	高富化MOX		D003	D-3	3.0	半乾燥系	高富化MOX	
	D005	D-5	3.0	半乾燥系	高富化MOX		D005	D-5	3.0	半乾燥系	高富化MOX	
	D007	D-7	3.0	半乾燥系	高富化MOX		D007	D-7	3.0	半乾燥系	高富化MOX	
	D009	D-9	3.0	半乾燥系	高富化MOX		D009	D-9	3.0	半乾燥系	高富化MOX	
	D011	D-11	3.0	半乾燥系	高富化MOX		D011	D-11	3.0	半乾燥系	高富化MOX	
	D013	D-13	3.0	半乾燥系	高富化MOX		D013	D-13	3.0	半乾燥系	高富化MOX	
	D015	D-15	3.0	半乾燥系	高富化MOX		D015	D-15	3.0	半乾燥系	高富化MOX	
A-104	W008	W-8-1、W-8-2、 T-6	3.0	半乾燥系	低富化MOX	A-104	W008	W-8-1、W-8-2、 T-6	3.0	半乾燥系	低富化MOX	・核燃料物質付着物の点検・詰替え作業を行うため

注1) 核的制限値又は最大取扱量のうち小さい方の値を制限量とし、表示する。

注2) グローブボックスNo.D-33 の制限量の内訳は、核燃料物質付着物が最大 200

gPu*以下、灰化物が最大 1.0 kgPu*以下とする。

注1) 核的制限値又は最大取扱量のうち小さい方の値を制限量とし、表示する。

(削る)

変更前						変更後						変更理由				
第III-1-(10)表 プルトニウム燃料第二開発室における 臨界管理ユニット毎の制限量 (品質管理工程)											Pu* = $^{239}\text{Pu} + ^{241}\text{Pu} + ^{235}\text{U}$	・記載の適正化を図るため				
第III-1-(10)表 プルトニウム燃料第二開発室における 臨界管理ユニットごとの制限量 (品質管理工程)											Pu* = $^{239}\text{Pu} + ^{241}\text{Pu} + ^{235}\text{U}$	・記載の適正化を図るため				
部屋番号	臨界管理ユニット	グローブボックス等番号	制限量 ^{注1)} (kgPu*)	系区分	備考	部屋番号	臨界管理ユニット	グローブボックス等番号	制限量 ^{注1)} (kgPu*)	系区分	備考	・記載の適正化を図るため				
C-101	C011	C-11	0.20	減速系	OP-9 を接続	C-101	C011	C-11	0.20	減速系	OP-9 を接続	・記載の適正化を図るため				
	C012	C-12	0.20	減速系			C012	C-12	0.20	減速系		・記載の適正化を図るため				
	C013	C-13	0.20	減速系			C013	C-13	0.20	減速系		・記載の適正化を図るため				
	C014	C-14A	0.10	減速系			C014	C-14A	0.10	減速系		・記載の適正化を図るため				
	C015	C-15A	0.10	減速系			C015	C-15A	0.10	減速系		・記載の適正化を図るため				
	C016	C-16 ~ C-18	0.10	減速系			C016	C-16 ~ C-18	0.10	減速系		・記載の適正化を図るため				
	C024	C-15C	0.05	減速系	OP-6 を接続		C024	C-15C	0.05	減速系	OP-6 を接続	・記載の適正化を図るため				
	C025	C-14B	0.10	減速系			C025	C-14B	0.10	減速系		・記載の適正化を図るため				
C-102	C020	C-20 ~ C-23	0.20	減速系		C-102	C020	C-20 ~ C-23	0.20	減速系		・記載の適正化を図るため				
C-103	P001	P-1、P-2	0.20	減速系		C-103	P001	P-1、P-2	0.20	減速系		・当該設備を解体・撤去する設備とするため				
C-104		OP-4				C-104		OP-4				・当該設備を解体・撤去する設備とするため				
C-217	C027	C-24 ~ C-27	0.05	減速系		(削る)						・当該設備を解体・撤去する設備とするため				
	C028	C-28	0.05	減速系	OP-10 を接続							・当該設備を解体・撤去する設備とするため				

注1) 核的制限値又は最大取扱量のうち小さい方の値を制限量とし、表示する。

※ ユニット内（グローブボックス内）に存在するその他の水分等の安全管理
本系における構造材等で核燃料物質に含まれない水素等は、反射体として評価に
含まれており、水分管理の対象外とする。

注1) 核的制限値又は最大取扱量のうち小さい方の値を制限量とし、表示する。

※ ユニット内（グローブボックス内）に存在するその他の水分等の安全管理
本系における構造材等で核燃料物質に含まれない水素等は、反射体として評価に
含まれており、水分管理の対象外とする。

変更前						変更後						変更理由
第III-1-(11)表 プルトニウム燃料第二開発室における 臨界管理ユニット毎の制限量 (その他の工程等) $Pu^* = {}^{239}Pu + {}^{241}Pu + {}^{235}U$						第III-1-(11)表 プルトニウム燃料第二開発室における 臨界管理ユニットごとの制限量 (その他の工程等) $Pu^* = {}^{239}Pu + {}^{241}Pu + {}^{235}U$						・記載の適正化を図るため
部屋番号	臨界管理ユニット	グローブボックス等番号	制限量 ^{注1)} (kgPu*)	系区分	備考	部屋番号	臨界管理ユニット	グローブボックス等番号	制限量 ^{注1)} (kgPu*)	系区分	備考	・核燃料物質付着物の点検・詰替え作業を行うため
F-101	D023	D-23	4.0	半乾燥系	注3)	F-101	D023	D-23	4.0	半乾燥系	注3)	・解体・撤去が終了したグローブボックス No. W-9 及び F-1(一部)に係る記載を削除するため
	D029 ^{注2)}	D-29	1.1	半乾燥系	注3)		D029 ^{注2)}	D-29	1.1	半乾燥系	注3)	
A-104	W004	W-4 ^{注4)}	0.22	減速系		A-104	W004	W-4 ^{注4)}	0.22	減速系		
	W006	W-6-1 ^{注4)} 、 W-6-2 ^{注4)}	0.22	減速系			W006	W-6-1 ^{注4)} 、 W-6-2 ^{注4)}	0.22	減速系		
<u>(記載なし)</u>						F-102	D033	D-33	0.24	減速系		・当該設備を解体・撤去する設備とするため
F-104	W005	W-5 ^{注4)}	0.22	減速系		F-104	W005	W-5 ^{注4)}	0.22	減速系		
	W009	W-9 ^{注4)}	3.24	半乾燥系	高富化MOX		<u>(削る)</u>					
C-122	H005	H-5	11.2	半乾燥系		C-122	H005	H-5	11.2	半乾燥系		
C-125	X001	B-1、B-2	7.8	半乾燥系	貯蔵庫等と共に用	C-125	X001	B-1、B-2	7.8	半乾燥系	貯蔵庫等と共に用	
	W021	W-21 ^{注4)}	0.11	減速系	転換MOX		W021	W-21 ^{注4)}	0.11	減速系	転換MOX	
	W023	W-23 ^{注4)}	0.22	減速系	転換MOX		W023	W-23 ^{注4)}	0.22	減速系	転換MOX	
F-114	W025	W-25 ^{注4)}	0.11	減速系	転換MOX		W025	W-25 ^{注4)}	0.11	減速系	転換MOX	
	W027	W-27 ^{注4)}	0.22	減速系	転換MOX		W027	W-27 ^{注4)}	0.22	減速系	転換MOX	
	W031	W-31 ^{注4)}	0.20	減速系			W031	W-31 ^{注4)}	0.20	減速系		
<u>(記載なし)</u>						C-217	C-24 ~ C-27 ^{注4)}	0.05	減速系			・記載の適正化を図るため
							C-28 ^{注4)}	0.05	減速系	OP-10 を接続		
第III-1-(12)表 プルトニウム燃料第三開発室 臨界管理ユニット毎の制限量 (その1)						第III-1-(12)表 プルトニウム燃料第三開発室 臨界管理ユニットごとの制限量 (その1) (表題のみの変更)						

注1) 核的制限値又は最大取扱量のうち小さい方の値を制限量とし、表示する。

注2) グローブボックス D-29では、U-Ti 合金を粉碎媒体として使用する。

なお、U-Ti 合金中の²³⁵Uは、制限量に含めて質量管理を行う。注3) 高富化MOX、PuO₂原料粉又はPu(90%Pu*)とする。

注4) 解体・撤去する設備。

注5) %は、質量分率を示す。

注1) 核的制限値又は最大取扱量のうち小さい方の値を制限量とし、表示する。

注2) グローブボックス D-29では、U-Ti 合金を粉碎媒体として使用する。

なお、U-Ti 合金中の²³⁵Uは、制限量に含めて質量管理を行う。注3) 高富化MOX、PuO₂原料粉又はPu(90%Pu*)とする。

注4) 解体・撤去する設備。

注5) %は、質量分率を示す。

第III-1-(12)表 プルトニウム燃料第三開発室
臨界管理ユニット毎の制限量 (その1)

変更前					変更後					変更理由	
臨界管理ユニット番号	臨界管理の方法			制限量 ^{注3)} (kgPu*)	備考	臨界管理ユニット番号	臨界管理の方法			備考	
	質量又は本数	系の分類 ^{注1)}	水分吸着率(含有率)の分類 ^{注2)}				質量又は本数	系の分類 ^{注1)}	水分吸着率(含有率)の分類 ^{注2)}		
UFP-11	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2		UFP-11	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2	
UFP-15	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2		UFP-15	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2	
UFP-17	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2		UFP-17	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2	
UFP-19	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2		UFP-19	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2	
(記載なし)						UFP-20	質量	混合酸化物系	半乾燥系	9.9	
UFP-23	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2		UFP-23	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2	
UFP-24	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2		UFP-24	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2	
UFP-25	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2		UFP-25	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2	
UFP-26	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2		UFP-26	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2	
UFP-27	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2		UFP-27	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2	
UFP-28	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2		UFP-28	質量	混合酸化物系	半乾燥系	16.2	

※ 最大取扱量又は核的制限値の小さい方の値を表示する。

※ 最大取扱量又は核的制限値の小さい方の値を表示する。

・記載の適正化を図るため

・受払搬送設備、粉末秤量・均一化混合設備の使用を開始するため

変更前	変更後	変更理由
第III-1-(12)表 プルトニウム燃料第三開発室 臨界管理ユニット <u>毎</u> の制限量 (その3)	第III-1-(12)表 プルトニウム燃料第三開発室 臨界管理ユニット <u>ごと</u> の制限量 (その3) (表題のみの変更)	第III-1-(12)表 (その3)～(その5) ・記載の適正化を図るため
第III-1-(12)表 プルトニウム燃料第三開発室 臨界管理ユニット <u>毎</u> の制限量 (その4)	第III-1-(12)表 プルトニウム燃料第三開発室 臨界管理ユニット <u>ごと</u> の制限量 (その4) (表題のみの変更)	
第III-1-(12)表 プルトニウム燃料第三開発室 臨界管理ユニット <u>毎</u> の制限量 (その5)	第III-1-(12)表 プルトニウム燃料第三開発室 臨界管理ユニット <u>ごと</u> の制限量 (その5) (表題のみの変更)	
第III-2-(1)表～第III-4-(4)表 (省略)	第III-2-(1)表～第III-4-(4)表 (変更なし)	